

○職員の採用試験に関する規則（昭和50年4月4日人事委員会規則第5号）

職員の採用試験に関する規則

昭和五十年四月四日
人事委員会規則第五号

改正	昭和五〇年 第一一號	七月一一日人事委員会規則	昭和五一年 第一七號	八月一七日人事委員会規則
	昭和五二年 第一六號	四月 一日人事委員会規則	昭和五三年 第一七號	六月一六日人事委員会規則
	昭和五四年 第八號	四月一七日人事委員会規則	昭和五五年 第一四號	五月 九日人事委員会規則
	昭和五五年 第一九號	八月一九日人事委員会規則	昭和五八年 第八號	五月二〇日人事委員会規則
	昭和五八年 第九號	六月一七日人事委員会規則	昭和五九年 第一五號	四月二七日人事委員会規則
	昭和六〇年 第一四號	四月 五日人事委員会規則	昭和六〇年一二月二三日人事委員会規則	第三三號
	昭和六一年 第一二號	七月 四日人事委員会規則	昭和六二年 第一四號	五月一九日人事委員会規則
	平成 元年 第二五號	五月一九日人事委員会規則	平成 二年 第二〇號	五月一日人事委員会規則
	平成 三年 第一五號	四月 一日人事委員会規則	平成 四年 第七號	四月 一日人事委員会規則
	平成 六年 第一七號	四月 一日人事委員会規則	平成 七年 第一三號	三月一〇日人事委員会規則
	平成 七年 第二九號	四月 四日人事委員会規則	平成 八年 第五號	四月 一日人事委員会規則
	平成 八年 第一三號	六月一四日人事委員会規則	平成 九年 第一二號	四月 一日人事委員会規則
	平成 九年 第一五號	六月 六日人事委員会規則	平成一〇年 第一五號	四月 一日人事委員会規則
	平成一一年 第二四號	四月 一日人事委員会規則	平成一二年 第一號	二月二九日人事委員会規則
	平成一二年 第一九號	三月三一日人事委員会規則	平成一二年一二月一九日人事委員会規則	第三〇號
	平成一三年 第七號	二月二三日人事委員会規則	平成一四年 第二〇號	四月 一日人事委員会規則
	平成一五年 第一一號	四月 一日人事委員会規則	平成一五年 第一六號	七月一一日人事委員会規則
	平成一六年 第一八號	四月 一日人事委員会規則	平成一七年 第一〇號	二月二五日人事委員会規則
	平成一八年 第二七號	三月三〇日人事委員会規則	平成一九年 第三號	三月 六日人事委員会規則
	平成一九年 第二五號	五月一日人事委員会規則	平成二〇年 第二四號	三月二八日人事委員会規則
	平成二一年 第八號	三月二七日人事委員会規則	平成二二年 第一二號	三月三一日人事委員会規則
	平成二三年 第六號	三月三一日人事委員会規則	平成二四年 第一一號	三月三〇日人事委員会規則

平成二五年 三月二九日人事委員会規則 第九号	平成二八年 二月 五日人事委員会規則 第二号
平成三〇年 三月三〇日人事委員会規則 第一一号	平成三一年 二月 一日人事委員会規則 第二号
令和 三年 五月一四日人事委員会規則 第一一号	令和 五年 二月二八日人事委員会規則 第二号
令和 六年 三月二九日人事委員会規則 第一七号	

職員の採用試験に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 受験資格（第四条・第五条）
- 第三章 採用試験の施行（第六条―第二十一条）
- 第四章 雑則（第二十二条―第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）として職員の任用に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号）第五条に規定する職員採用上級試験、職員採用中級試験、職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験、市町村立学校事務職員採用中級試験、市町村立学校事務職員採用初級試験及び警察官採用試験について必要な事項を定め、もつて受験者の有する職務遂行能力を正確に判定することを目的とする。

（採用試験の職種等）

第二条 採用試験の職種（以下「試験職種」という。）、採用試験の対象となる職員の職（以下「試験対象職」という。）及びその職務の内容は、それぞれ別表第一に定めるとおりとする。

（採用試験の方法等）

第三条 採用試験の方法（以下「試験方法」という。）は、別表第二の第一欄に掲げる試験の区分及び同表の第二欄に掲げる試験職種に応じそれぞれ同表の第三欄に定める方法のうちから人事委員会が指定する方法とし、採用試験により判定する知識及び技術の程度（以下「試験の程度」という。）は、同表の第一欄に掲げる試験の区分及び同表の第二欄に掲げる試験職種に応じそれぞれ同表の第四欄に定める程度とする。

第二章 受験資格

（受験資格）

第四条 採用試験の受験資格は、別表第三に定めるとおりとする。

第五条 次の各号に該当する者は、採用試験を受けることができない。

- 一 前条の受験資格を有しない者
 - 二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十六条の規定に該当する者
 - 三 日本の国籍を有しない者
- 2 別表第四に定める試験職種については、前項第三号の規定は適用しない。

第三章 採用試験の施行

（採用試験の実施）

第六条 採用試験は、人事委員会の指定する日時、試験地及び試験場において実施するものとする。

ただし、人事委員会が指定する試験方法については、この限りでない。

2 採用試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験方法は、人事委員会が定めるものとする。

（採用試験の取りやめ）

第七条 人事委員会は、試験対象職に欠員の生じないことが予想される等の事情が認められるときは、当該職にかかる試験職種について試験を行わないことができる。この場合において、人事委員会は、速やかにその旨を千葉県報に登載して公告するものとする。

(採用試験の公告)

第八条 人事委員会は、採用試験を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、千葉県報に登載して公告するものとする。

- 一 試験職種
 - 二 試験対象職の職務の内容と責任の概要
 - 三 採用試験の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与
 - 四 受験資格
 - 五 試験方法及び出題分野
 - 六 採用試験の実施時期、試験地及び試験場
 - 七 受験申込用紙の入手及び受験申込書の提出の場所、時期並びに手続その他必要な受験手続
 - 八 採用候補者名簿の作成の方法及び採用候補者名簿からの採用方法
 - 九 合格者の発表の時期及び方法
 - 十 その他人事委員会が必要と認める事項
- 2 人事委員会は、前項の規定により公告するほか、必要に応じ、新聞、放送その他適切な手段により、当該採用試験の受験資格を有する者に、受験に必要な事項を周知させるよう努めるものとする。
- (受験の申込み)

第九条 受験の申込みは、人事委員会の定める申込受付期間内に、受験申込書（人事委員会が作成した受験申込用紙に、所定の事項を正確に記載したものをいう。以下同じ。）を人事委員会（第二十二条の規定により、受験申込書の受付の事務を県の他の機関に委託した場合は、当該機関。次項において同じ。）に提出して行うものとする。

- 2 郵送による受験申込書が、申込受付期間の最終日後に人事委員会に到達した場合において、当該受験申込書に係る採用試験が実施されていないときは、申込受付期間の最終日以前の消印（消印のないものについては、差出証明書）があるものに限り、申込受付期間内に提出されたものとみなす。

第十条 第一次試験の実施される日が重なる採用試験については、人事委員会は、受験の申込みを一の採用試験に制限することができる。

(受験申込みの受理)

第十一条 人事委員会は、受験の申込みを受け付けた場合には、受験の申込みの時期、受験申込書の記載事項その他の事項について審査し、受験の申込みの要件を満たしていると認めたときは、当該受験の申込みを受理するものとする。

第十二条 人事委員会は、前条の規定により受験の申込みを受理したときは、速やかに当該受験の申込みをした者に受験票を交付し、及び第一次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を通知するものとする。

- 2 人事委員会は、前条の規定による受験の申込みを受理しなかつたときは、速やかにその理由を付して、当該受験の申込みをした者に受験申込書を返還するものとする。

(受験の申込みに係る事項の変更)

第十三条 受験の申込みの受理後においては、受験申込書に記載された受験申込者の志望に係る事項は、変更することができない。ただし、試験地については、人事委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(受験)

第十四条 採用試験を受けることができる者は、当該採用試験についての受験の申込みを受理された者でなければならない。

第十五条 試験方法の一について受験しなかつた者は、当該採用試験に係るその後実施されるその他の試験方法については受験することができない。

- 2 第二次試験は、第一次試験の合格者でなければ受験することができない。

第十六条 人事委員会は、第一次試験の合格者を決定したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、合格者の受験番号及び第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を公表するものとする。

(試験管理者)

第十七条 人事委員会は、試験場における採用試験の実施を管理する者（以下「試験管理者」という。）を指名するものとする。

2 試験管理者は、この規則に別に定めるもののほか、人事委員会が定めるところにより、試験場における採用試験の適正な実施を管理するものとする。

(受験の拒否等)

第十八条 次の各号の一に該当する採用試験の受験者については、試験管理者は、当該採用試験を受けさせず、若しくは当該採用試験の実施の場所から退場を命じ、又は人事委員会は、既に受けた当該受験を無効とすることができる。

- 一 不正の手段により採用試験を受け、又は受けようとした者
- 二 この規則又は人事委員会の定めに違反した者
- 三 試験管理者の指示に従わず、採用試験の適正な実施を妨げた者

(判定の基準)

第十九条 人事委員会は、別表第二に規定する口述試験及び適性検査についてはこれらを総合し人物試験として、その他の試験方法については当該試験方法ごとに、試験対象職の職務遂行の能力を有するか否かを判定する基準を定めるものとする。

(最終の合格者)

第二十条 人事委員会は、試験の区分又は試験職種ごとに、前条に規定する判定の基準に達した受験者について、すべての試験方法（前条に規定する人物試験を含む。）についての結果を総合して得られた成績により、最終の合格者を決定するものとする。

(合格者の発表)

第二十一条 人事委員会は、前条の規定により合格者を決定したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により合格者の受験番号を公表し、及び書面により合格者である旨を本人に通知するものとする。

第四章 雑則

(事務の委託)

第二十二条 人事委員会は、この規則に基づく採用試験に関する事務の一部を、県の他の機関又は県の他の機関に属する者に委託することができる。

(適用除外)

第二十三条 法第十八条ただし書の規定により、他の地方公共団体の人事委員会と共同し、又はこれに委託して行う採用試験に係る第九条から第十三条まで、第十七条及び第十八条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、人事委員会が別に定める。

(委任)

第二十四条 この規則に定めるもののほか、採用試験に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定にかかわらず、この規則の施行前に公告された採用試験については、なお従前の例による。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

- 3 職員の任用に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条から第九条までを次のように改める。

(試験の方法等)

第六条 採用試験の方法、採用試験の受験資格、採用試験の公告その他採用試験について必要な事項は、職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）の定めるところによる。

- 2 昇任試験について必要な事項は、人事委員会が別に定めるものとする。

第七条 削除

第八条 削除

第九条 削除

(職員の任用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 昇任試験については、前項の規定による改正後の職員の任用に関する規則第六条第二項の規定により人事委員会が別に定めるまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和五十年七月十一日人事委員会規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年八月十七日人事委員会規則第十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月一日人事委員会規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年六月十六日人事委員会規則第十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年四月十七日人事委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年五月九日人事委員会規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年八月十九日人事委員会規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年五月二十日人事委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年六月十七日人事委員会規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年四月二十七日人事委員会規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年四月五日人事委員会規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日人事委員会規則第三十三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の採用試験に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

附 則（昭和六十一年七月四日人事委員会規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年五月十九日人事委員会規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年五月十九日人事委員会規則第二十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年五月十一日人事委員会規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月一日人事委員会規則第十五号）

この規則は、平成三年四月二日から施行する。

附 則（平成四年四月一日人事委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日人事委員会規則第十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月十日人事委員会規則第十三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

（職員の任用に関する規則の一部改正）

2 職員の任用に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の（2）中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則（平成七年四月四日人事委員会規則第二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年四月一日人事委員会規則第五号抄）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月十四日人事委員会規則第十三号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月一日人事委員会規則第十二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月六日人事委員会規則第十五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年四月一日人事委員会規則第十五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日人事委員会規則第二十四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年二月二十九日人事委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日人事委員会規則第十九号）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月十九日人事委員会規則第三十号）
この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日人事委員会規則第七号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日人事委員会規則第二十号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日人事委員会規則第十一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年七月十一日人事委員会規則第十六号）
この規則は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日人事委員会規則第十八号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年二月二十五日人事委員会規則第十号）
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十日人事委員会規則第二十七号）
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月六日人事委員会規則第三号）
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年五月十一日人事委員会規則第二十五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日人事委員会規則第二十四号）
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十七日人事委員会規則第八号）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日人事委員会規則第十二号）
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日人事委員会規則第六号）
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日人事委員会規則第十一号）
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日人事委員会規則第九号）
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年二月五日人事委員会規則第二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日人事委員会規則第十一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年二月一日人事委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の採用試験に関する規則の規定は、同日以後に同規則第八条第一項の規定により公告される採用試験から適用する。

附 則（令和三年五月十四日人事委員会規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二十八日人事委員会規則第二号）

この規則は、令和五年三月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日人事委員会規則第十七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二条）

試験の区分	試験職種	試験対象職	職務の内容
職員採用上級試験	一般行政A	一 行政職給料表（職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号。以下「給与条例」という。）別表第一行政職給料表をいう。以下同じ。）の職務の級一級の職のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十七条に規定する大学（同法第百八条に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする職で、資格免許職職員採用試験の対象となる職を除く職	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	一般行政B		主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	心理		主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	児童指導員		主として児童指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	農業	二 研究職給料表（給与条例別表第四研究職給料表をいう。以下同じ。）の職務の級二級の職のうち資格免許職職員採用試験の対象となる職を除く職	主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	林業		主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	水産		主として水産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	畜産		主として畜産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	農業土木	三 福祉職給料表（給与条例別表第七福祉職給料表をいう。以下同じ。）の職務の級一級の職のうち資格免許職職員採用試験の対象となる職を除く職	主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	土木		主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	建築		主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	化学	四 公営企業の管理者が定める一及び二に規定する職に相当する職	主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。

			に従事する。
	電気		主として電気に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	機械		主として機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
職員採用中級試験	一般行政	一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち短期大学又は学校教育法第百十七条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする職で、資格免許職職員採用試験及び市町村立学校事務職員採用中級試験の対象となるものを除く職 二 研究職給料表の職務の級一級の職のうち短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする職で、資格免許職職員採用試験の対象となるものを除く職 三 公営企業の管理者が定める一及び二に規定する職に相当する職	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	警察事務		警察本部、警察署及び警察学校において一般の事務に従事する。
	農業土木		主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	土木		主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
職員採用初級試験	一般行政	一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち職員採用中級試験、資格免許職職員採用試験、市町村立学校事務職員採用中級試験及び市町村立学校事務職員採用初級試験の対象となる職を除く職 二 研究職給料表の職務の級一級の職のうち職員採用中級試験及び資格免許職職員採用試験の対象となる職を除く職 三 公営企業の管理者が定める一及び二に規定する職に相当する職	主として一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	県立病院事務		県立病院等において県立病院の運営管理の事務に従事する。
	警察事務		警察本部、警察署及び警察学校において一般の事務に従事する。
	農業		主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	林業		主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	農業土木		主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	土木		主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	化学		主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。

	電気		主として電気に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	機械		主として機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
資格免許職員採用試験	獣医師	一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち獣医師、薬剤師、保健師及び管理栄養士をもつて充てる職	主として獣医学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	薬剤師	二 研究職給料表の職務の級二級の職のうち獣医師及び薬剤師をもつて充てる職	主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	薬剤師（病院局）	三 医療職給料表（二）（給与条例別表第五医療職給料表ロ医療職給料表（二）をいう。以下同じ。）の職務の級二級の職	県立病院等において薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	保健師	四 医療職給料表（三）（給与条例別表第五医療職給料表ハ医療職給料表（三）をいう。）の職務の級二級の職	主として保健指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	管理栄養士	五 公営企業の管理者が定める一、二、三及び四に規定する職に相当する職	主として栄養学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	管理栄養士（病院局）		県立病院等において栄養学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	保育士	一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする職で、臨床検査技師、栄養士及び司書をもつて充てる職	主として保育に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	臨床検査技師	二 研究職給料表の職務の級一級の職のうち短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする職で、臨床検査技師をもつて充てる職	主として臨床検査に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	栄養士	三 医療職給料表（二）の職務の級一級の職	県立学校その他の教育機関等及び市町村立学校において栄養の指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	司書	四 福祉職給料表の職務の級一級の職	主として図書館に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
市町村立学校事務職員採用中級試験		行政職給料表の職務の級一級の職のうち短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする市町村立学校事務職員の職	市町村立学校において一般の事務に従事する。
市町村立学校事務職員採用初級試験		行政職給料表の職務の級一級の職のうち市町村立学校事務職員の職で、市町村立学校事務職員採用中級試験の対象となるもの	

		を除く職	
警察官採用試験	警察官 A (男性) 警察官 A (女性) 警察官 B (男性) 警察官 B (女性)	公安職給料表（給与条例別表第二公安職給料表をいう。）の職務の級一級の職	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序維持の任務に従事する。

別表第二（第三条）

試験の区分	試験職種	試験の方法	試験の程度
職員採用上級試験	一般行政 A 心理 児童指導員 農業 林業 水産 畜産 農業土木 土木 建築 化学 電気 機械	教養試験 専門試験 口述試験 論文試験 適性検査 受験資格等の調査	大学卒業の程度
	一般行政 B	教養試験 口述試験 論文試験 適性検査 受験資格等の調査	
職員採用中級試験	一般行政 警察事務 農業土木 土木	教養試験 専門試験 口述試験 論文試験 適性検査 受験資格等の調査	短期大学又は高等専門学校卒業の程度
職員採用初級試験	一般行政 県立病院事務 警察事務	教養試験 口述試験 作文試験 適性検査 受験資格等の調査	学校教育法第五十六条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）卒業の程度
	農業 林業 農業土木 土木 化学	教養試験 専門試験 口述試験 適性検査 受験資格等の調査	

	電気 機械	査	
資格免許職職員採用試験	獣医師 薬剤師 薬剤師（病院局） 保健師 管理栄養士 管理栄養士（病院局）	教養試験 専門試験 口述試験 適性検査 受験資格等の調査	大学卒業の程度
	保育士 臨床検査技師 栄養士 司書		短期大学又は高等専門学校卒業の程度
市町村立学校事務職員採用中級試験		教養試験 専門試験 口述試験 論文試験 適性検査 受験資格等の調査	短期大学又は高等専門学校卒業の程度
市町村立学校事務職員採用初級試験		教養試験 口述試験 作文試験 適性検査 受験資格等の調査	高等学校卒業の程度
警察官採用試験	警察官 A（男性） 警察官 A（女性）	教養試験 口述試験 論文試験 適性検査 身体検査 体格・体力検査 受験資格等の調査 資格技能審査	大学卒業の程度
	警察官 B（男性） 警察官 B（女性）	教養試験 口述試験 作文試験 適性検査 身体検査 体格・体力検査 受験資格等の調査 資格技能審査	高等学校卒業の程度

備考 この表の試験の方法の欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教養試験とは、一般的な知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験をいう。
- 二 専門試験とは、専門的な知識、技術又はその他の能力についての五肢択一式による筆記試験をいう。
- 三 口述試験とは、人柄、性向等についての面接等による試験をいう。

- 四 適性検査とは、素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査をいう。
- 五 論文試験とは、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験をいう。
- 六 作文試験とは、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験をいう。
- 七 身体検査とは、健康状態についての検査をいう。
- 八 体格・体力検査とは、身体形態、感官機能等についての検査及び持久性、柔軟性等の体力についての検査をいう。
- 九 受験資格等の調査とは、受験資格の有無及び申込書記載事項の真否等についての調査等をいう。
- 十 資格技能審査とは、職務の遂行に特に有用と認められる資格及び技能についての審査をいう。

別表第三（第四条）

試験の区分	試験職種	受験資格
職員採用上級試験	一般行政A	次に掲げる者 一 第八条第一項の規定により公告された当該採用試験の第一次試験の日の属する年度（以下「試験年度」という。）の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 二 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
	一般行政B	試験年度の四月一日における年齢が二十四歳以上三十五歳未満の者
	心理 農業 林業 水産 畜産 農業土木 土木 建築 化学 電気 機械	次に掲げる者 一 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十五歳未満の者 二 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
	児童指導員	次に掲げる者で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十五号）第六十条各号のいずれかに該当するもの又は試験年度の三月末日までに同条各号のいずれかに該当する見込みのもの 一 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十五歳未満の者 二 試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

職員採用中級試験		試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十歳未満の者
職員採用初級試験	一般行政 県立病院事務 警察事務 農業 林業 農業土木 土木 化学 電気 機械	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者
資格免許職員採用試験	獣医師	試験年度の四月一日における年齢が二十三歳以上三十五歳未満の者で、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）に基づく獣医師の免許を取得しているもの又は試験年度の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
	薬剤師 薬剤師（病院局）	試験年度の四月一日における年齢が二十三歳以上三十五歳未満の者で、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）に基づく薬剤師の免許を取得しているもの又は試験年度の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
	保健師	試験年度の四月一日における年齢が二十歳以上三十五歳未満の者で、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく保健師の免許を取得しているもの又は試験年度の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
	管理栄養士 管理栄養士（病院局）	試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十五歳未満の者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に基づく管理栄養士の免許を取得しているもの又は試験年度の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
	保育士	試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく保育士の登録を受けているもの又は試験年度の翌年度の四月末日までに当該登録を受ける見込みのもの
	臨床検査技師	試験年度の四月一日における年齢が二十歳以上三十五歳未満の者で、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に基づく臨床検査技師の免許を取得しているもの又は試験年度の国家試験で当該免許を取得する見込みのもの
	栄養士	試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に基づく栄養士の免許を取得しているもの又は試験年度の翌年度の四月末日までに当該免許を取得する見込みのもの
	司書	試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）に基づく司書の資格を取得しているもの又は試験年度の三月末日までに当該資格を取得する見込みのもの
市町村立学校事務職員採用中級試験		試験年度の四月一日における年齢が十九歳以上三十歳未満の者

市町村立学校事務職員採用初級試験		試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者
警察官採用試験	警察官 A（男性）	試験年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の男性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は試験年度の三月末日までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者
	警察官 A（女性）	試験年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の女性で次のいずれかに該当する者 一 大学を卒業した者又は試験年度の三月末日までに卒業見込みの者 二 人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者
	警察官 B（男性）	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十歳未満の男性で警察官 A（男性）の受験資格に該当しない者
	警察官 B（女性）	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十歳未満の女性で警察官 A（女性）の受験資格に該当しない者

備考 警察官採用試験の受験資格については、別に定めることができる。

別表第四（第五条第二項）

- 一 薬剤師（病院局）
- 二 保健師
- 三 管理栄養士
- 四 管理栄養士（病院局）
- 五 保育士
- 六 臨床検査技師
- 七 栄養士
- 八 司書